

すみりんニュース No.96



へんしゅう はつごう こうえきざいだんほうじん すみよしりん ぼ し ぎょうすいしんきょうかい
編集・発行：公益財団法人 住吉隣保事業推進協会

へんしゅうはつごうにん り じちょう ともなが けんぞう に ゆー す かげつ いちどはつごう
編集発行人：理事長 友永 健三 * 『すみりんニュース』は、2カ月に一度発行しています。

こうえきざいだんほうじん すみよしりん ぼ し ぎょうすいしんきょうかい おおさかし すみよし く て づかやまひがし
公益財団法人 住吉隣保事業推進協会 〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東 5-6-15
TEL (06) 6674-3732 FAX (06) 6674-3700 <http://www.sumiyoshi.or.jp/>

（この号の内容）

- 2023年度 住吉部落史研究会「わたしたちの狭山」..... 1-15
- 住吉隣保事業推進協会のうごき..... 16

こんごう ねん がつ にち かいさい ねん ど すみよし ぶらく し けんきゅうかい さやま ほうこく けい
今号では、2024年3月9日に開催した、2023年度 住吉部落史研究会「わたしたちの狭山」の報告を掲
載します。当日は21人、参加いただきました。

いしかわかず お いしかわ さち こ びで おめっせーじ おく どうじつかいじょう じょうえい
石川一雄さん、石川早智子さんからビデオメッセージをお送りいただき、当日会場で上映されました。その
内容も紹介します。なお、「けんぞうの視点」は、誌面の関係から今号もお休みします（事務局）。

2023年度 住吉部落史研究会 「わたしたちの狭山」

あいさつ

こうえきざいだんほうじん すみよしりん ぼ し ぎょうすいしんきょうかい
公益財団法人 住吉隣保事業推進協会
理事長 友永健三

すみよし ぶらく し けんきゅうかい さん か
住吉部落史研究会にご参加くださいませ、ありがと
うございます。

きんねん けんきゅうかい ねん かいかいさい さくねん
近年、この研究会は、年1回開催して、昨年2
月には、「オガリ像」を取りあげ、「差別と闘う文化～オ
ガリ像の住吉設置によせて～」と題して金城 実 さん
にお話をいただきました。

ほんねん どうきょうこうさい てら おほんけつ ねん ふし
本年は、東京高裁での寺尾判決から 50年という節
目を迎え、第3次狭山再審闘争が山場を迎えていること
もあり、「わたしたちの狭山」をテーマに取りあげました。

のち かわぐちたか お ほうこく さ
後ほど、川口隆男さんから報告をいただきますが、狭
山差別裁判に反対する運動を部落解放同盟として
1969年以降本格的に取りあげていくうえで、住吉支部、
とりわけ青年と女性が大きな役割をはたしました。

しょうちょうてき と く ねん がつ にち がつ
その象徴的な取り組みが、1977年4月24日～5月
23日に実施された大阪—東京700キロ徒歩行進と、
1987年8月22日～31日に実施された大阪—栃木
800キロ自転車行進です。

みなさま方もご承知の通り、今日もなお、石川一雄さ
んは仮出獄中であり、無実であることが裁判を通して
明らかにされていない現状があります。

ほんじつ すみよし ぶらく し けんきゅうかい いしかわ ふさい び
本日の住吉部落史研究会には、石川ご夫妻からビ
デオメッセージをいただいておりますが、石川一雄さんも今
年で85歳になっておられて、一日も早い再審開始、無罪
の判決をかちとることが求められています。

しかしながら、近年、住吉の地での狭山再審を求めた
運動は、停滞していると言わねばならないと思います。こ
のことは、昨年6月の支部大会で私も含め、何人かの
代議員からの指摘があったところです。

このため、本日の住吉部落史研究会で、狭山差別裁
判に反対した住吉地区でのこれまでの闘いの経験か
ら教訓を導き出し、本日参加されましたみなさま方から
も積極的な提案を出していただくなかで、狭山再審実
現の機運を住吉の地から大きく盛り上げていくきっかけ
にさせていただきたいということをお願いし、2023年度住
吉部落史研究会開会にあたってのごあいさつといたし
ます。

ビデオメッセージ

石川一雄さん、石川早智子さん



石川一雄さん

住吉支部のみなさん、こんにちは。石川一雄です。長
い間みなさん方には、お力添えをいただいてきました
が、残念なことに大野裁判長は、無言で立ち去ってしま
いました。次の裁判官に期待をかけるしかないのですが、
何としても、無罪を勝ち取るために、わたしたち夫婦は、
元気で闘っていきますので、ご支援をよろしく願いま
す。友永健三さんには、わたしが東京拘置所にいると
き、お手紙をいただきました。ありがとうございました。お
かげさまで、いま、元気です。目と耳がちょっと悪いんが、
勝利するまでは死にませんので、今後ともよろしく願
いいたします。

石川早智子さん

住吉部落史研究会のみなさま、本日はお集りいた
きありがとうございます。

狭山事件も発生から、61年。寺尾判決から 50年にな
ります。この間、みなさまが大阪で決して諦めず闘い続
けてきた、狭山を支え続けてきたみなさんに心から感謝
いたします。

住吉の地でこれまでの狭山闘争をふりかえり、また大
きな山場を迎えている、狭山の闘いを盛り上げようとい
うことで今回取り組みを企画していただいたこと、とって
もうれしく思っています。

2006年東京高裁に第三次狭山再審請求を申し立
てて、18年になりました。特に大野裁判長になってから
多くの無実をあきらかにする証拠を提出し、弁護団はこ
れらの鑑定人の尋問をおこなってくれるよう、裁判所に要
請し、多くの団体・個人からも 52万筆の署名をいただき
ました。そして、裁判所に提出しましたが、これらを無視し、
何もしいまま大野裁判長は 12月に定年退官しました。
袴田さんの再審公判弁護団が「裁かれるべきは日本
の司法制度」と訴えたそうですが、本当にその通りだと
おもいます。残念無念の思いは消えませんが、新しい裁判
長のもとで、新たな気持ちで頑張りたいと思います。

ふりかえると、いまから 35年前になりますが、京都で
開かれた、当時は婦人集会でしたが、いまの全国女性
集会で司会をさせていただいたことがありました。そのと
きに、分科会の助言者をされていたのが友永健三さん
でした。わたしは、初めての司会でとても緊張していたの
ですが、友永さんが笑顔で「よろしく」とおっしゃっていた
ので、ちょっと心が和みました。その分科会の会
場におつれあいの香鶴子さんが来られていたのを後で
知りました。そして会場から香鶴子さんが発言されまし
た。そのときの発言がとても印象に残っています。わたし
はそれから香鶴子さんの大ファンになってその後、お手紙
やお電話での交流を続けています。

実は、2月26日にNHKの朝のニュース番組「おは
よう日本」で『再審請求・審理はなぜ長引く?』と題した
内容で 9分ですが、狭山が取り上げられました。弁護団

事務局長の竹下弁護士によるわかりやすい説明や成城大学の指宿教授が「証拠開示のルール化がないことが長期化につながっている。証拠は真実を発見するための公共財産だ」と話されました。本当にその通りだと思います。この当たり前のことがいまだ前になってい、そのことが問題だと思ひます。多分この続編もあると思ひます。なぜならNHKのディレクターさんが撮影をされたとき、「また来ますからよろしく」と言ってくれ帰りました。他にも取材をたくさんしていただひているので続編があります。

2月27日には第58回の三者協議がありました。新しい裁判長のもとで三者協議が開かれました。何としても夫・石川一雄が生活している間に元氣な間に再審開始無罪獲得ができるようにみなさん方の力をぜひ借りたいと思ひています。

今後ともご支援よろしくお願ひします。

報告① かわぐちかお 川口隆男さん

(部落解放同盟大阪府連合会住吉支部もと書記長)

1. 取り組みの発端

わたしからは、大きく分けて3点、お話ししたいと思ひます。1点目は、住吉の取り組み、2点目は、狭山事件について、3点目は、いま要求している11人の鑑定人についてです。

11人の鑑定人については、いま弁護団が要求して、検察側の意見が2月末に出ることになっていましたが、それが出たか確認できていません。中央版(解放新聞)に載るだろうということで、わたしもその資料をもとに、ここに書き入れたかったんですが確認できていないので、白紙の状態にしています。

住吉の取り組みは、非常に古いです。寺尾差別判決が出て50年ですが、その前から住吉では取り組みをしていました。ちょうど55年前に、第13回の全国青年集会

(1969年)が、兵庫でありました。そのときに、石川さんの妹である美智子さんから報告を受けて、狭山事件について初めて知りました。

当時、住吉から29人、青年が参加してました。集会後、住吉へ帰ってきて、取り組みを開始しました。取り組みにあたって、旗をつくらなあかんということで、44(1969)年10月の中頃に、住吉の青年の亀山優一くん、白井俊一くん、藤本健三くんとわたし、この4人で話し合いました。昔の水平社時代の黒い旗をイメージしてつくりようとしたが、それではあまりに暗すぎるということで、黒い旗、荊冠のところに光を入れました。これが唯一、新しいデザインかなと思ひます。それを45(1970)年1月14日、青年部の学習会でお披露目しました。そして、1月20日に大賀正行さんに来ていただき、狭山の話をしてもらいました。それが取り組みの出発点になります。



石川一雄さんの無実を訴える父・富造さん

善枝さんが殺されたのは、1963年5月1日です。その発見過程、死体の実況見分調書を大野警部補がつくっています。そこには次のようなことが書かれていました。昔は、死体を焼く風習はなく、土葬でした。事件のときから40年前の話ですから、いまから考えるならば、100年以上くらくらく前の話になります。土葬形式は、頭を北の方に向け、仰向けで手を前に組みます。そして犬が掘り起こさないように玉石、棍棒、ピーンと棍棒で弾くという風習も残っていました。善枝さんが発見された死体の状況はすべてその逆。頭を南向けにし、うつ伏せで手を後ろに組んでいた。死体の匂いを消す茶殻もあつた。

それから5月1日は、善枝さんの誕生日。誕生日に殺
 されました。宝船の荷札みたいなもの、ビニール袋があ
 りました。事件が起こったときから善枝さんの殺害の方
 法が誕生日とはまるっきり逆さまになっているというよう
 なことも大きな特徴だと思えます。これは、当時の警部補
 が書いた実況見分調書に全部載っています。700キロ
 徒歩行進までのあいだ、そういうふうなことも住吉で訴
 えました。

2. まちづくりと700キロ徒歩行進



とうじ すみよし
当時の住吉のようす

とく おお
特に大きかったのは、50(1975)年に入ってから、4
 がつ にち にち すみよし みさき ぶらく ぶんざん
 月2日・3日に住吉と御崎で、部落は分散してはいけませ
 んが、この狭い住吉でまちづくりを進めようとしたら一軒、
 にけんばいしゅう てっきん じゅうたく た すべーす
 二軒買収したところで鉄筋(住宅)は建ちません。そう
 いうことで、鉄筋(住宅)が建てられるスペースがで
 までのあいだ、どうするのか。宝酒造を買収して、6・7
 (号棟)をつくらないじゃないかという話もありました
 がまちづくりは進まない。そういうなかで、結局、敷津浦に
 こ すみの えしやうがっこう ちかく はんしんこうそく
 31戸、これは住之江小学校の近く。それから阪神高速
 すみよしらんぶ こ ほいくしよ
 の住吉ランプ、このところに110戸、保育所もつくったわ
 けです。住吉のまちまちづくりを促進するために、そちらに
 いじゅう なが こうしやう
 移住してもらいました。長い交渉のなかで、6・7(号棟)
 が建っている摂津酒造、いまの宝酒造の用地を買収し
 た せつしゅぞう たからしゅぞう ようち ばいしゅう
 て、そこに140戸をつくることができました。御崎の大半
 ひと た かえ
 の人は、それが建ってから帰ってきました。そういうなかで、
 ほんとう すみよし たからしゅぞう とち ばいしゅう すす
 本当に住吉というのは、宝酒造の土地買収が進まな
 かつか ひろば
 かったら難しかった。いま広場になっているところは、生

こまおりのもの おお かいしや まえ にゅう
 駒織物という大きな会社もあったわけです。その前の乳
 じ ほいくじよ はんぶん やまもとてっこうしよ はい
 児保育所、この半分ぐらいは、山本鉄工所が入っていた
 わけです。だから、摂津酒造、生駒織物、山本鉄工所のこ
 の3つが買収されないことには、住吉のまちづくりは、
 ちち すす
 遅々として進まなかったのです。

いしかわ がつ にち べっけん たいほ ご
 石川さんは、5月23日に別件で逮捕されます。その後、
 がつ がつ いったん ほしやく そくたいほ こんど
 6月17日に一旦保釈されて、即逮捕されます。今度は、
 よしえ ごろ たいほ かわごえぶんしつ いしかわ
 善枝さん殺して逮捕です。そのまま川越分室に石川さん
 はう こ うそ じはく と じやうきやう
 は放り込まれた。そこで、嘘の自白を取られるという状況
 になりました。

すみよし せんてん わかし すみよし
 住吉ではこのことを宣伝していくなかで、昔、住吉で
 もこんな事件あった、ということが一つのきっかけで、町
 民を巻き込んだ大きな集会になったと思います。

さき とほこうしん びておみ なれ
 先ほど徒歩行進のビデオを見ていただいたときのナレ
 ーしょんについてです。ナレーションは、2時間ほどですむ
 つ だ たいちやう まえだ なれーしょん げん
 と連れ出されました。隊長の前田くんのナレーションの原
 こう なんびやう げんこう
 稿を、「ここは何秒で原稿をつくってほしい」「ここは何分
 あるから、長めの原稿をつくってほしい」ということで、そ
 の場でビデオを見せられて、原稿をつくりました。

きろ とほこうしん ちゅうおうほんぶ ほんかくてき
 700キロ徒歩行進までのあいだ、中央本部が本格的
 とく はじ ねん はい がつ
 に取り組み始めたのが、1970年に入ってからです。3月
 かいほうどうめい だい かいぜんこくたいかい まえ
 に解放同盟の第24回全国大会がありました。その前に
 せいふ ちゅうおうこうしやう がつ にち にち わす
 政府中央交渉がありました。1月20日・21日、忘れもし
 ません。ここにいらっしゃる友永理事長、川口、田中さん、
 にん いしかわ めんかい い どう
 この3人が石川さんに面会に行きました。そのとき、『闘
 こん ひやうし か ある ぼむ さ い
 魂』と表紙に書いた「アルバム」を差し入れました。しか
 まい かえ ちく ひと ぜんぶ の
 し、この3枚だけは返された。地区の人、全部載っていま
 す。これも貴重な資料です。資料整理をしていて出てき
 ました。「あつ、返されたものだ」という記憶がありました。
 ひ おな すみよし かめやま やた なかたじゆん げん
 あくる日、同じ住吉の亀山さんと矢田の中田順くん、研
 きやうしよ かとうまさひこ にん めんかい い
 究所の加藤昌彦さん、この3人が面会に行きました。そ
 れで中央交渉で報告してくれへんかということ代
 ちゅうおうこうしやう ほうこく だいひやう
 して、住吉の亀山くんが報告しました。

700キロ徒步行進の話にうつりますが、住吉の取り組みが一つの引き金になって全国に広がりました。700キロ徒步行進は、住吉支部単独です。もちろん中央や都府県連の協力もいただきましたが財政はすべて自前です。宿泊や徒步行進の費用も全部住吉でもちました。

わたしも700キロ徒步行進で、名古屋まで、平均25キロぐらい歩いたら、この辺で休憩と宿泊を取ってもらおうということで、名古屋までの間、藤本健三さんとふたり

です。ずっと宿をおさえながら行きました。そのときの思い出は、本当に広いところで、ホテルがなく、25キロ付近にあったのが寺でした。そこへ飛び込みました。最初、「部落解放同盟」とは言われへん。



徒步行進のようす

「とにかく700キロ徒步行進で、東京まで歩いてい

く。なんとか一泊させてくれへんか」と院住さんと話し合っていたら、松本治一郎の話が出てきました。「治一郎さんに世話になっています」と。まさかこんなところで治一郎さんの名前が出てくるとは夢に思わなかった。それでトントン拍子に話が進みました。「実は、部落解放同盟で、徒步行進で東京まで行きます。なんとかここに一日泊めてほしい」とお願いして、宿を見つけることができ、安心してという経過があります。

700キロ徒步行進で、先の5人が東京まで歩いていくわけです。この50年の間で、隊長の前田雅之くん、副隊長の仙石正くん、このふたりが亡くなりました。それであと鳥丸利男くん、わたし、坂東くん、笹井剛くん、この5人が狭山の徒步行進を行いました。この映像を徐々に観ました。最後に最高裁に入りましたが、いまは、入れられません。昔は前まで歩いて行って、ゼッケンを取るかどうかもめました。最終的にゼッケンを取らなければ入れられませんでしたけれども。

こういう取り組みが狭山を全国へ広めていきました。もちろん、700キロ徒步行進の前に中央本部の大行動がありました。1970年5月18日鹿児島を出発して、東京へ入ったのが6月17日、約1カ月間ほど大行進をしました。地方をまわっていきなかに生まれたのが「狭山差別裁判うちくたごう」の歌。広島島の作田晃さんが多分、作詞・作曲やったと思うんです。広まっていきました。

我々の闘いは力を及ばなかったかもわかりませんが、寺尾差別判決を許してしまった。この50年間、寺尾差別判決が出て50年経ちますけども、1回も事実調べをやっていないんです。



住吉地区での狭山差別裁判真相報告集会

一つの特徴があります。寺尾判決でなしに「政治的」という言葉を入れています。寺尾政治的差別判決、この政治的という意味のなかには、死刑であれば事実調べ、事実審理を絶対行わなければならないという決まりがあります。それが無期懲役だったら命に別状がないということで、事実調べをしなくてもいいという慣例があるみたいです。そういうふうなこともあって、寺尾の政治的な差別判決の意味を、我々はもう一度、捉え直さなければなりません。ただ、そういう決まりがあるからといって我々の力でその門戸をひろげていくのも一つの闘いじゃないかと思えます。



住吉地区でのアピール

けん じろんこく はんけつぶん さべつ じつたい
3. 検事論告と判決文に差別の実態



き やまどうめいきゅうこうかんでつせいねん ぶ そうけつ きしゅうかい
狭山同盟休校貫徹青年部総決起集会

いしかわ べっけんたい ほ しけいはんけつ う きゅう
石川さんは、別件逮捕され、死刑判決を受けます。求
けい はんけつぶん いしかわ う そだ かんきょう あく おん
刑と判決文で石川さんの生まれ育った環境が悪の温
しょう あく す きてい とく
床だ、悪の巣だというふうに規定されます。これは特に
ちゅうい きゅうけい うち ださいばんちょう はんけつぶん
注意しなければなりません。求刑と内田裁判長の判決文
で しょうがっこう そつぎょう のうか こも
に出てきます。「小学校すら卒業してない」「農家の子守
りのうか だ かていき あいじょう はくく
り、農家に出される」「家庭的な愛情に育まれなかった
のが一つの犯罪を起こす要因だ」と言われます。これは、
ぜんこく ぶらく あ すみよし あたら てっしん じゅう
全国の部落に当てはまります。住吉は、新しい鉄筋(住
たく た ぶらく
宅)が建ち、部落かどうかわからないようになっています
が、外から見たら「駅向こうや」と、『橋のない川』では、
かわ む すみよし すみよしひがしえき ひがしがわ えき む
川の向こうですが、住吉は、住吉東駅の東側、駅の向
ちく ながねん い さべつ
こうが地区だというふうに長年言われ、差別も受けてきま
した。それも教育のなかで一貫していました。部落の子
どもは非常に貧しかったから教科書もノートも鉛筆も買
えませんでした。わたしの小学校時代、地区の子どもだ
けで100何人いますが、放課後、運動場にバーと机を
だ ねんせい ねんせい ぜんぶなら とくしゅうひ ぶつびん
出して1年生から6年生まで全部並んで特就費の物品
をもらいました。教科書、ノート、鉛筆、消しゴム、全部貰っ
て、さあ持って帰れというのが最初の特就費の時代でし
た。わたしたちは、そういう生活のなかでやってきました。
きゅうけい はんけつぶん ちく じつじょう すず
求刑、判決文のなかにそういう地区の実情、進んでいる
とし ぶらく だけじゃなしに のうそんち きび
都市部落だけじゃなしに農村地であつたらもっと厳しい
さべつ のこ づらぬ
差別が残っています。そういうことが貰われている。6,
ぶらく まんきょうだい しまい もんだい
000部落300万兄弟姉妹、すべての問題だというふうに
われわれ い
我々は言ってきました。

ふたとお は こ ふうどし
4. 二通りの張り込みと風土史

きょうはくぶん みのしろきん う わた じかん ふたとお
この脅迫文は、身代金の受け渡しの時間に二通りの
とらえ方がありました。取り組みの発端は、5月1日・1日
かた とく ほったん かつ にち にち
以降の12時か 2日の午前0時か、2日の夜、3日の明け
いこう じ にち ごぜん じ にち よる にち あ
がた ごぜん じ しゅるい とら かつ かいめ かつ にち
方、午前12時、2種類の捉え方です。1回目、5月1日の
じ さの や ふきん なかた とみえ なかた よしえ
12時くらいに佐野屋付近に中田登美恵さん(中田善枝
あね ちく かいちやう ますだ ひでお つ いちど
さんの姉)と地区会長の増田秀雄さんを連れて一度、1
にん には こ だれ き かいめ
0人くらいで張り込んだが誰も来ませんでした。2回目、2
にち にち ごぜん じ にん けいさつかん は こ
日、ちょうど 3日の午前0時に40人の警察官が張り込ん
で、犯人を取り逃がしました。この間、登美恵さんは、10
ぶんかん お もんどう まえ こ
分間、押し問答をしていました。「お前こっち来い」「いや
そっちからおいでや」というようなやりとりのなかで、結局
はんいん に ほったん かつ
犯人を逃がしてしまいました。これが発端になりました。5月4
にち のうどう ま ちゅう じわ よしえ
日、農道のど真ん中に地割れがなかったら善枝さんが
う だれ き ある
埋められていると誰も気づかなかつた、そのままみんな歩
いていただろうところに善枝さんが埋められていました。
さいたま ふうどし と そうけいしき う かた きやく
埼玉の風土史にあった土葬形式とは、埋め方が逆に
なっていました。善枝さんの誕生日ということもひっくるめ、
ひじょう もんだい て
非常におかしな問題というのがそこで出てくるわけです。
よしえ ごろ はんいん かつ にち と に
善枝さん殺しの犯人を5月1日に取り逃がしていますが、
かげつまえ かつ にち よしのぶ じけん
1カ月前の3月31日、吉展ちゃん事件というのがありまし
た。このときも犯人を取り逃がしています。50万円という
みのしろきん ようきゅう よしえ まん どうじ しのだ
身代金の要求があった。善枝さんは、20万。当時の篠田
こっか こうあん いんちやう よしえ したい み
国家公安委員長は、善枝さんの死体が見つかったとき
に、こういった残忍な犯人は、生きて捕まえないければなら
ないということが一つの方針になっていきます。もう死ん
だ人間に用事はありません。

じけんかんけいしゃ じさつしゃ
5. 事件関係者" なぞの自殺者"

かつ にち なかた け さくおとこ のうやくじさつ
5月6日に、もと中田家の作男が農薬自殺しました。
ひと したいはっけんげんば めーとる
この人は、死体発見現場から200メートルぐらいのところ
しんちく いえ よく にち けっこんしき ひか
に新築の家をつくっていました。翌7日に結婚式を控えて
いたのに、5月6日に自殺しました。血液型は、B型でした。
よしえ たいない のこ かつ けいさつ し
善枝さんの体内に残っていたのはB型です。警察は死ん

だあとで、もと中田家の作男と気がつきました。この奥とみげんじは、5月6日に亡くなりました。そして、自殺と片付けられました。5月11日、田中登さんが心臓一突きで亡くなりました。これも自殺と片付けられました。

死刑判決が出た後、4か月後に、中田登美恵さんも農薬自殺しました。結局、犯人と話した唯一の証人が自殺しました。彼女は裁判では、石川さんの声を聞くなり、「犯人に間違いありません。犯人の声そっくりだ」と言っていました。死刑判決が決まって、4か月経ってから「ちょっと似ていたけども、違うような気もする」と言い、ノイローゼになり、結局自殺しました。埼玉は、農薬専門の医者が非常に多いけれども、農薬だと断定できなかった。それなのに警察の鑑識がすぐ農薬と決めました。そういうきさつがあります。

それから石田養豚場の兄であった石田登利造さん。41(1966)年に、弟と一緒に得意先回りをしている、その間に消え、鉄道自殺でした。座ったままで、跳ねられました。5番目は、事件から遠ざかりますが、中田家の次男が自殺します。6番目は、フリーライターの片桐軍三さん。狭山事件をずっと追っかけていたんですが、亡くなります。事件関係者が6人亡くなっています。

6.世論と警察のあせり

いしかわ しもんひと
=石川さんの指紋一つもなく=

吉展ちゃん事件、善枝さんの事件と相次いで犯人をとにが取り逃す、こういう大失態を重ねるなかで、裁判所や警察は国民の世論で押し込められていきます。そんななか、石川さんが別件で逮捕されます。別件逮捕される5月21日・22日、警察が石川さんの家へわざわざ来ています。兄の六造さんは家の収入の土台。だから六造さんが逮捕されたら家が回らなくなります。石川さんの家は、部落のなかでも極貧で生活がままならなかったという状況がありました。浦和地裁での一番は、逮捕されて、わずか6か月間のスピード裁判でした。9月4日に始まり3月11日に死刑判決。12回のスピード裁判。石川さんが一貫し

て、自白を維持したということで、死刑判決を受けても、「わしは心配ないんや」というふうな顔でじっと聞いていた、笑っていたというのが一つの決め手でした。50年、我々は闘ってきたけども、結局、それが一つの決め手になっています。だから、ここを打ち破るといのが、我々の一つの闘いじゃないかと思えます。

狭山事件の特徴は、すべての証拠が石川さんの自白にもとづいて発見されていることです。狭山事件でわかってい事実、脅迫状がまず届けられたということ。善枝さんが死体で発見されたことも、はっきりした事実です。あとは全部、警察のでっち上げみたいなものです。

だから、寺尾差別判決のなかで発見された証拠は、嘘の自白をさせられて、それにもとづいて発見された証拠です。カバン、万年筆、腕時計があります。あとは状況証拠です。

カバン、万年筆、腕時計は、今日も下から3階までパネルを貼っていますが、まず腕時計の品番が違います。発見された腕時計と品ぶれの番号は違います。それも認められている。カバンは、一見、革製に見えるカバンですが、ビニール製です。発見されたのは、本物の革。これも違いがあります。それから万年筆です。いま特に万年筆とインクが問題になっていますが、この万年筆も家と学校で使っていたインクの色が違う。それがこの間、明らかになってきました。それが一つの鑑定書で出されました。

万年筆も発見の過程がおかしい。たとえば、一回目、二回目の家宅捜査のとき、捜査官がいっぱいた。あんな小さい家をみんなで探した。わたしでもわかるようなちょっと背伸びしたらわかるようなところに、万年筆があった。判決文を読んだら、一見、見えやすいところだけでも、そこが盲点になったと、いい加減な言い方で判決文をつくらせています。それまで家宅捜査で見つからなかったものが、三回目の家宅捜査で見つかった。三回目のときに、四、五人で来て、兄の六造さんに、素手で取らせました。ふつう、万年筆をとる場合には、ハンカチかなんかで取る

ものです。素手で取らせて、きれいに拭き取ったら、だれの指紋も出てきません。だから、一貫して、すべての証拠に指紋がありません。

腕時計は、小川松五郎という当時72歳の老人が、田中の地区あたりでピカッと光るものがあるので見たら腕時計だと。警察が何回も探してみつからなかった。石川さんは、その腕時計もはめさせられた。「えらい、また太い時計やな」と。だから、おかしいことがいっぱい起こります。

7. 善枝さんの「明と暗」誕生日

5月1日、善枝さんの誕生日だと言いました。5月1日の朝は赤飯で祝って家を出たけども、夜は何も用意していません。あまりにも帰りが遅いので兄の中田健治が車で探しに行きました。結局、見つからず、7時半に帰ってきました。脅迫状が発見されるのは7時40分です。わずか10分の間で、脅迫状の内容が間違いないかどうか、破って確かめて間違いない、ということで差し込んで、自転車も置いて行った。健治が帰ってきたときは自転車もなかったそうです。土間でご飯を食べているときに、自分で取りに行けばいいのに、弟に取りに行かせた。それが脅迫状でした。5月1日、善枝さんを誘拐したというような文がありました。

8. 生きた犯人を"とらえよ"

篠田国家公安委員長は、5月6日に奥富玄二が死んだことも受けて、報告しています。そして、残虐な犯人は生きて捕まえないかんとという捜査方針になっていきました。当時の柏村警察庁長官が、5月10日に辞任します。この問題は、狭山だけでなく国会でも取り上げられました。5月7日に、参議院の地方行政委員会が犯人を逃がしたということについて追及。8日は、参議院本会議で、篠田国家公安委員長が報告。9日は、衆議院の本会議で追及されて、自民党の委員長も事件の現場を視察しています。5月10日に、柏村警察庁長官が辞任して、篠

田国家公安委員長の発言が集中的な見込み捜査を許していくこととなります。悪質な犯罪は、部落の者しかないというようなことで、一つの捜査方針になっていったと思います。

事件が起こったときに、当時の裁判所所長がマスコミから被疑者扱いみたいと言われ方もしました。犯人を逃がしたから仕方がないけれども、そういった言われ方もありました。それからいつトカゲのしっぽ切りでクビを切られるかわからないというようなことも、この篠田国家公安委員長の発言の後、噂がずっと署内にありました。だから何としても生きた犯人を捕まえないといけないのが彼らの方針だったと思います。

万年筆の関係と11人の鑑定書。脅迫状の筆跡、識字能力。石川さんは当時、自分の名前すら満足に書けませんでした。石川一雄の雄は、「雄」といまでこそ綺麗に書いていますが、前は石川一夫と書いていました。だから脅迫状の筆跡と識字能力を見ただけでも犯人が書いたものと石川さんのものとは全然違うといのは、はっきりしています。それから指紋です。脅迫状には一つもありません。証拠全部、石川さんの指紋がないというのも大きな特徴です。それから足跡です。石川さんは十文三分ぐらいますが、発見された地下足袋跡は九文七分。小さい地下足袋を履いて、走り回ることもできなくもないけど、痛いですよ。40人の警官をかこんでいるなかで忍者のごとく逃げるには非常に困難です。

養豚場で見失ったということになっているけれども、近所の人には5月3日の晩に、犬が吠えたというのは聞いてますが、犬が吠えたのはそのあくる日です。犯人が行ったときには犬は鳴いていません。それからスコップは、5月11日に発見されてます。11日に発見されてすぐにマスコミに「石田養豚場のスコップに間違いありません」と言っています。鑑定結果は、5月21日。鑑定も出ていないのに、石田養豚場のスコップですとマスコミに出しました。スコップの付着物にも大きな問題があります。それから血液

型。石川さんは確かに B型です。善枝さんの体内に残ったのも B型です。亡くなった奥富玄二も B型です。

警察は、石川さんが B型であることを知ったのはかなりあとです。5月21・22日に石川さんの家に行って本人にタバコをすすめて、石川さんの吸い殻だけをビニール袋に入れて持って帰った。そこで初めて B型とわかりました。5月23日に石川さんは、別件で逮捕されました。

それから音声。中田登美恵さんと10分間、問答している音声も残っています。万年筆は、先ほども言いましたように家に残っていたインクと発見された万年筆のインクの色が違う。ブルーブラック、クロム元素がない。発見された万年筆にはクロム元素がある、これだけでも大きな違いです。家でも使っていないそういうインクがなぜ発見された万年筆に入っているのかというようなことも一つ言えるのではないかと思います。

9. 残土はどうしたのか？

それから自白。すべての証拠が石川さんの自白にもとづいて発見されたとなっています。これがいまでも、重くのかかっています。一審のときには、維持して「わたしがやりました、間違いありません」というふうに言っていたことが、一審の死刑判決文がいまでも生きてるとわたしは思っています。

それから殺害方法。石川さんは右手で首を絞めて、左手でズロースを下ろして性交したとなっています。これが本当にできるのかどうか。石川さんが X 字型十字路で善枝さんとばったり会ったというのもこれも作り上げやし、四本杉のところで善枝さんが強姦されて殺された、それであんな重い体重、人間死んだら4倍ぐらいの重さになるのに、それを両手で持って200メートル離れたところまで行って芋穴まで隠しに行って、足首くくって吊るすのに荒縄を近くの農家から取ってきて、吊るして、その間に脅迫状を届けて、引き上げて農道に埋めている。埋め方の問題もおかしい、殺害方法にしても扼殺か、絞殺

か。殺し方も全然違うわけだから殺害方法についても問題があります。

それからあと死体処置で特に問題なのは、残土の問題です。一体はどこにあればだけの、160センチぐらいのスポーツ万能の善枝さんを殺して埋めたその残土は一つもない。雨が降っていたからといっても、人間を一人埋めてその残土が流れるか、残土の処理の問題についても自白のなかでは一切ふれていません。非常におかしな点がたくさんあります。

10. 怒りを署名に

50年前に、700キロ徒歩行進のビデオをつくりました。その前から 55年間、闘ってきましたが、いまだに石川さんをわたしたちの手もとに奪い返せてません。そういう意味では、署名。力ないようですけども力を合わせる。52万筆の署名を東京高裁に持って行くことを継続してやっていかなければならないと思います。そして、事実調らべようきゅう 要求していくことが一番大事だと思います (拍手)

《これまで住吉の狭山闘争に取り組んだ方たちから》 にしむらたかひで 西村隆英さん

「わたしたちの狭山」という本日の表題。わたしと狭山について話します。

年表にある狭山闘争委員会が 1970年にできます。大昔の話なので、わたしもうろ覚えですが、確か当時小学3年生か 4年生に狭山事件について子ども会で学習会がありました。当時は子ども会といっても夏の夏季子ども会とか学校が休みのときだけの子ども会でした。青少年会館など全然ないような時代だったので、学校の教室を借りて子ども会をしていました。また、先ほど川口さんの話にもあった御崎にわたしは住んでいました。移った 31軒うちの 1軒がわたしの家でした。住之江小学校に通ってました。そこで狭山の話 を 3年生か 4年生のときに聞いて、子どもながらにも部落差別における予

断と偏見によって部落に一齐に捜査が入った。そして裁判も行われて、一審は死刑、二審は無期懲役になった。二審の判決が出たのは、わたしが小学6年生か中学生ぐらいのときでした。そんな時代背景のなかでやはりこの事件を許すと、部落差別を許すことになる。70年代に当時は青年部だった方、いまは亡くなられた前田雅之さんとかは、これを許したら部落差別を許すことになるから、このままではダメということで立ち上がった。わたしも子どもながらにそう思って立ち上がっていきました。

わたしは、年表にある76年の2回の同盟休校に参加しています。中学2年生と3年生のときです。76年の中学3年生のときの5・23は、修学旅行の日でした。当時の指導員から「修学旅行で中学3年生は何すんの？」って聞かれて「えっ？」となった。「修学旅行やけど、新幹線のなかでピラを配るわ」と言いました。校門でピラを配ってもみんななかなか受け取ってくれへん。でも新幹線のなかでやったら受け取らなしゃあないと思いました。でも指導員は心配したらしいです。「お前も逃げられへんけど」と思っていたらしいです。そして新幹線のなかで全生徒にピラを配って、その日の宿泊所でアピールもさせてもらいました。

青年部もバリバリでしたが、自分も子どもながらバリバリやっていたなと思います。

狭山の徒歩行進のとき、わたしは、高校生だったので参加していません。高校1年生ぐらいやったと思います。しかし自転車行進のときは、亡くなられた前田さんと、今日参加されてないかもわかりませんが笹井剛さんが伴走車で動いてくれるということで参加できました。徒歩行進みたいに1日、20キロぐらいしか進まないわけではなく、一番長いときは150キロ進みました。朝の8時に出て、晩の8時までずっと自転車で行きました。一番長いのは袋井市から沼津まで一日中自転車をこいでました。袋井市は、ジュビロ磐田というサッカーチームがあるところらへんです。徒歩行進のときは、先遣隊みたいな人に宿

を探してもらいましたが、こちらは準備期間もあったので、できるだけ支部に泊めてもらおうと前もって各都府県連にあいさつに行きました。1泊目は伊賀上野・伊賀町のいまでいう人権センターの集会所に泊めてもらいました。名古屋はちょっと無理だったのでホテルに泊まり、3泊目は、袋井市の集会所みたいなところに泊めてもらいました。沼津は普通のホテルでした。箱根越えのときは大変でした。箱根のマラソンのゴールまで沼津側からずっと自転車を押して4時間ぐらいかけて登りました。それから下り、小田原まではたったの30分で着きました。自転車で乗ってブレーキかけずにいったら30分でした。それから小田原の支部に寄せてもらって、その後は東京に行きました。東京では足立支部に泊めていただいて、そこでは東京都連、中央本部が中心に高裁へ第二次再審が始まってすぐでしたので要請行動と一緒に参加しました。

栃木の全青にも行きました。本当は、狭山に行く予定でしたが栃木に行きました。なぜかという当時、もうひとつ狭山が盛り上がっていなかったという時期でした。青年部で現地調査行こうと決めたんですが、ただの現地調査ではみんな来ないなということでした。第二次再審がはじまって翌年でしたので支部あげての取り組みをしたいと思います。栃木に行ったのは、全青がたまたま栃木であり、府連青年部からの要請もありました。本当は埼玉の予定だったのが伸びて栃木まで行ったということです。鬼怒川温泉まで行って、あとは現地調査に行きました。地元からは、寝台特急に乗って、当時の高校生や青年が現地調査に行きました。

わたしが最後に述べたいのは、この狭山事件の最中に松原パークレーン事件がありました。被差別部落の青年の事件、狭山と同じです。狭山と同じで、見込み捜査でえん罪にかけられそうになりました。当時、狭山事件が全国的に取り組みられていました。そのなかで大阪府連は先駆的な役割をすごく果たしたんですね、住吉が中心

でしたけど。そのときの教訓がやはりすごく生きていて、これは許したらあかんっていうかたちで無実を勝ち取りました。これはやっぱり狭山事件を我がことということで取り組んだから、これは許されなかったわけなんです。ですから「わたしたちの狭山」がどういうことなのか。わたしよりもっと知っておられる方もいると思いますが。この取り組みがなかったら、パークレーン事件も同じように犯人にされてたというふうなことでやはり部落解放運動にとって狭山は大きな取り組みだったと思います。

狭山であれば、たとえば政府に対しても、警察に対しても部落に対する見込み捜査はやったらあかんということを繰り返して言ってきた。それが教訓になったと思います。だからパークレーン事件はひっくり返すことができたのだと思います。この取り組みがなかったら松原パークレーン事件もどうなったかわからない。部落解放運動が目指してきたのはある意味でそういう事件を許さない、部落に対する予断と偏見は許さないという大きな取り組みの一つだったのではないかと思います(拍手)。

のむらゆきみ 野村幸美さん

野村幸美です。どうぞよろしくお願ひいたします。住吉支部で狭山闘争に本格的に取り組みだした当時、わたしは、ちょうど保育守会の組織を中心にお母ちゃんたち、お父ちゃんたちと一緒に闘ってきました。

わたしは、御崎に住んでいました。必ず会議があれば、みんな、自転車で走って住吉まで来ました。自転車行動ですね。まずはゼッケンを自分たちで作って、ゼッケン闘争。ゼッケンを着用して差別裁判反対っていうシュプレヒコールをかけながら、自転車で住吉まで来るわけです。そういった闘いと学習会をしようということでやってみるとなかなか集まらず役員だけっていう感じだったんです。これはいけないと思って、内容をちょっと転換したんです。いま困っていることとか、子どもに対する親の願ひとか、

子どもはいまこんな状況やっていうことや意見があれば言っしてほしいと言ったら、いじめの問題が出てきました。「うちの子はいじめられてばかりや」とかね。差別の根底にあるのはやっぱりいじめだと思っんです。だからこれを解決しないことには親の意識も変わらんやろうということで学習会を持ちました。いろんな意見をこういう実態があるんやとか個別に言ってもらって。それをみなさんだったらどう思いますかとか、いま子どもはどんな気持ちだったんかね、親はそのときはちゃんと把握してましたかとか。そういう本当に細かいことから話し合いました。

そうこうしていると「差別裁判反対」、「石川さんを助けるなあかん」となり、「住吉で会議があるからみんな行こう」って言ったら、参加がかなり増えました。わたしはすごく勉強になりました。やっぱり自分の身近にあることを親として解決してほしかった、これがみんなが運動に参加してくる要因やったんやなと思ってすごく勉強になりました。それからもう本当に自転車でダートと来て会議に臨みました。

川口くんが言ったように自分たちも現地へ行って勉強しようということで狭山の現地調査に参加しました。そのときも保育守会御崎分会のメンバーが参加させてもらったんですが、やっぱり意識をしっかりと持たなければ何をするのにも本当に身につかないと思っました。もちろんみなさんご存じだと思っんですがわたしたちはそういうことを目的にしっかりとしたもの、信念を持ってやりたいなと思っています(拍手)。

きもとひさえ 木本久枝さん

わたしが初めて狭山事件を知ったのは、識字が1966年に始まって、それから3年ほど経ってからでした。住田利雄館長から「埼玉県の狭山で、善枝ちゃんという高校生を絞めて、強姦して殺したとされて半年で死刑判決になった事件」ということを初めて聞きました。識字を

やっているときました。「何もしてないのに死刑判決って
 おかしいん違う、そんなことないわ、絶対に、おかしい」と、
 そのときはそういう気持ちでした。それからいろんな学習
 を自分でもしました。保育所でも何度か、狭山事件のこ
 とを話して学習会をもちました。ある日、婦人部で、実際
 に現地を見てもらったらどうかということで、お願いして
 土曜日に行ってきました。当時、土曜日も保育をしていま
 した。お願いして「みんなで行ってみたら、目で見たらわ
 かるから、現地研修へ婦人部と一緒に行きましょう」とい
 うことになって全員ではなかったけども土曜日に一緒に
 行きました。現地を歩いたら石川さんが無実だということ
 が、いっぺんにわかりました。石川さんの家の鴨居もみま
 したし、刑務所も行きました。「なんで、これをわかってくれ
 へんのかな、国は」と何度も思いました。

一つは、脅迫状とされている文です。もう一つは、わた
 しが石川さんに出した手紙の返事です。回してください。
 コピーですが、本物です(回覧)。石川さんに書いた内容
 は学習者の数が少なくなってきたこと、そんな愚痴っぱ
 いことを書いてしまいました。石川さんから返事がきまし
 た。それを見て、なんと自分が恥ずかしいと思いました。
 困難な環境のなかで一生懸命勉強してはるのに、石
 川さんを励まさないといけないのに、逆にこっちが励
 まされました。それを見てわたしは、いっそう、頑張らなけ
 ればならないと思いました。いや、エンピツの持てる限り
 やらなければと思っています。

当時の川口書記長が鴨居のことも農道のことも全部
 お話してくれて無実がよくわかりました。

大川恵美子さんのことを少し話してみます。

1977年、8月、狭山闘争700キロ徒步行進のときで
 した。わたしたちと名古屋で、合同でピラをまいていたん
 です。わたしはこっちの方でまいてたら、向こうの方でね、
 大きな帽子をかぶっていた大川さんが道行く人の前で
 ピラを配りながら、「えらいことだっせ。えらいことだっせ。
 よう、聞きなはれや。世にも不思議な物語でっせ。埼玉

県の警察の話だんがな。罪のない者を決めつけて、死
 刑言うてまんねやがな。死刑言うてまんねん、見とくなは
 れ。埼玉県の警察がやったことだっせ。よ～聞いとくれな
 はれや。部落だけの問題や思ったら間違いでっせ。明日
 はあんたのまちに起こるかもわかりまへん。本当でっせ。
 よ～聞きなはれや。このピラはな、他にあるピラとちよっと
 違います。帰って見なはれや。見て損するピラと違いまっ
 せ」こんなふうにな、大きな声で、すごいインパクトがあり
 ました。運動の言葉というか、語りだね。

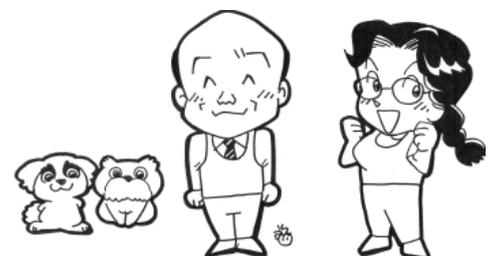
住吉だけじゃないと思う。日本、いえ、世界中にね、大
 川さんの声は逸話として笑いとおユーモアで本当に素晴ら
 しい才能の持主でした。みなさんも大川さんのことはよ
 くご存じだと思います。集会でね、よくわたしも大川さんの
 お話を聞いていました。あるとき、大川さんが「おっかあ、
 もうちょっと上品に話したらどうや」と息子に言われた。
 「お前、上品になれ言うたらなるぞ。明日からワシに母上
 と言え。母上って言うか。そんな、いまさらどれほど解放に
 つながって、よくなってきたとしても、昔のことを言うたら
 みんな胸打つ。ワシは、それを誇りに、いままでこうやって
 しゃべってきたんや」というふうにおおかわさんに聞きました。

大阪にはね、大川さんのようなおしゃべりね、わたした
 ちに噛み砕いていろいろお話して下さる。いまああいう
 人は少ないでしょうね、ほとんどいないんちゃうかなと思
 う。それからもう一つはね、1972年頃でした。住吉に「冬
 の海」という番組をつくるために関西テレビがよくきてい
 ました。その番組が終わって、テレビのディレクター崎山さ
 んっていう方が大川さんに「いつ頃、部落差別がなくなる
 んですか」って聞いたんです。大川さんが「あんたの意識
 が変わったときに差別はなくなります」こいうわはった。そ
 うじゃないですか、そうでしょ。そんな話もしてくれました。

永久に忘れる

ことはできませ

ん(拍手)。



かわぐちとも
川口智さん

ふくし ぶ ちやう かわぐち
副支部長の川口です。なんかすごいやりにくいですね。
いまの話(はなし)を聞いた(き)ら懐(なつ)かしすぎて、大川(おおかわ)さん生(い)き返(かえ)った
の(の)かなく(か)らいの感(かん)じてちよ(なみだ)と涙(なみだ)が(で)出て(で)きました。

こ ども かい さん か 参(さ)加(か)して(して)い(い)う(う)ふ(ふ)う(う)に(に)先(さき)ほ(ほ)ど(ど)振(ふ)ら(ら)れ(れ)た(た)ん(ん)で(で)す(す)
け(け)れ(れ)ど(ど)も(も)、子(こ)ども(ども)会(かい)で(で)参(さ)加(か)と(と)い(い)う(う)の(の)が(が)正(ただ)しい(しい)か(か)わ(わ)か(か)ら(ら)い(い)
で(で)す(す)ね(ね)。支(し)部(ぶ)の(の)選(せん)挙(きょ)の(の)と(と)き(き)、運(うん)動(どう)歴(れき)で(で)、最(さい)初(しよ)に(に)子(こ)ども(ども)会(かい)
で(で)書(か)く(く)ん(ん)で(で)す(す)け(け)ど(ど)、子(こ)ども(ども)会(かい)活(かつ)動(どう)して(して)そ(そ)も(も)そ(そ)何(なに)や(や)った(た)か(か)
と(と)い(い)え(え)ば(ば)、狭(さ)山(やま)し(し)か(か)な(な)か(か)つ(つ)た(た)で(で)す(す)。今(いま)も(も)う(う)い(い)っ(っ)ぱ(ぱ)い(い)出(で)て(て)
き(き)た(た)証(しょう)拠(こ)の(の)数(かず)々(ず)や(や)お(お)か(か)し(し)な(な)と(と)こ(こ)ろ(ろ)を(を)山(やま)ほ(ほ)ど(ど)勉(べん)強(きやう)し(し)て(て)、学(がく)
校(こう)に(に)行(い)っ(っ)て(て)「こ(こ)ん(ん)な(な)お(お)か(か)し(し)い(い)話(わ)あ(あ)ん(ん)ね(ね)ん(ん)で(で)」っ(っ)て(て)い(い)う(う)の(の)
が(が)子(こ)ども(ども)会(かい)の(の)活(かつ)動(どう)で(で)した(した)ね(ね)。可(か)愛(あい)ら(ら)しい(しい)声(こゑ)で(で)5.23(ごにじゅうさん)
は(は)学(がく)校(こう)ま(ま)で(で)行(い)き(き)ま(ま)す(す)と(と)か(か)言(い)っ(っ)て(て)い(い)ま(ま)した(した)け(け)ど(ど)、全(ぜん)然(ぜん)可(か)愛(あい)い(い)声(こゑ)
じ(じ)ゃ(ゃ)な(な)い(い)で(で)す(す)よ(よ)ね(ね)。「石(いし)川(かわ)返(かえ)せ(せ)」っ(っ)て(て)み(み)ん(ん)な(な)で(で)言(い)っ(っ)て(て)学(がく)
校(こう)ま(ま)で(で)行(い)く(く)。全(ぜん)然(ぜん)可(か)愛(あい)い(い)声(こゑ)じ(じ)ゃ(ゃ)な(な)か(か)つ(つ)た(た)で(で)す(す)よ(よ)。

それ(それ)も(も)ぼ(ぼ)く(く)が(が)ど(ど)れ(れ)く(く)ら(ら)い(い)自(じ)覚(かく)を(を)持(も)っ(っ)て(て)それ(それ)や(や)っ(っ)て(て)た(た)ん(ん)
か(か)っ(っ)て(て)い(い)う(う)話(わ)に(に)な(な)つ(つ)た(た)ら(ら)ち(ち)よ(よ)と(と)怪(あや)しい(しい)と(と)こ(こ)ろ(ろ)あ(あ)る(る)ん(ん)で(で)す(す)
け(け)ど(ど)。子(こ)ども(ども)と(と)して(して)思(おも)っ(っ)て(て)い(い)た(た)こ(こ)と(と)は(は)、め(め)っ(っ)ち(ち)ゃ(ゃ)お(お)か(か)し(し)い(い)な(な)、
狭(さ)山(やま)め(め)っ(っ)ち(ち)ゃ(ゃ)お(お)か(か)し(し)い(い)な(な)と(と)い(い)う(う)こ(こ)と(と)で(で)した(した)。ぼ(ぼ)く(く)ら(ら)も(も)「お(お)か(か)
し(し)い(い)で(で)」っ(っ)て(て)訴(う)た(た)え(え)て(て)ん(ん)ね(ね)ん(ん)け(け)ど(ど)、な(な)ん(ん)で(で)こ(こ)れ(れ)が(が)無(む)実(じつ)に(に)な(な)
れ(れ)へ(へ)ん(ん)の(の)や(や)っ(っ)て(て)い(い)う(う)と(と)こ(こ)ろ(ろ)が(が)あ(あ)り(り)ま(ま)す(す)。い(い)ま(ま)で(で)も(も)そ(そ)う(う)で(で)す(す)よ(よ)、
子(こ)ども(ども)会(かい)か(か)ら(ら)数(かず)え(え)たら(ら)、小(しょう)学(がく)1(いち)年(ねん)生(せい)か(か)ら(ら)か(か)ら(ら)35(さんじゅうご)年(ねん)ぐ(ぐ)ら(ら)い(い)
た(た)っ(っ)て(て)い(い)る(る)お(おも)も(も)思(おも)う(う)ん(ん)で(で)す(す)け(け)ど(ど)、こ(こ)ん(ん)な(な)お(お)か(か)し(し)い(い)事(じ)件(けん)が(が)な(な)
ん(ん)で(で)無(む)罪(ざい)に(に)な(な)ら(ら)へ(へ)ん(ん)の(の)か(か)。小(こ)さ(さ)い(い)と(と)き(き)も(も)思(おも)っ(っ)て(て)い(い)た(た)し(し)、い(い)
ま(ま)で(で)も(も)思(おも)っ(っ)て(て)い(い)ま(ま)す(す)。小(こ)さ(さ)い(い)と(と)き(き)は(は)、言(こと)ば(ば)を(を)持(も)っ(っ)て(て)い(い)な(な)か(か)つ(つ)
た(た)ん(ん)で(で)う(う)ま(ま)く(く)表(ひょう)現(げん)で(で)き(き)な(な)か(か)つ(つ)た(た)ん(ん)で(で)す(す)け(け)ど(ど)、今(いま)日(にち)、川(かわ)口(ぐち)
た(た)か(か)お(お)さん(さん)の(の)講(こう)演(えん)の(の)な(な)か(か)で(で)決(けつ)定(てい)的(てき)な(な)言(こと)ば(ば)っ(っ)て(て)、当(とう)時(じ)か(か)ら(ら)
つ(つか)使(つか)っ(っ)て(て)い(い)た(た)ん(ん)や(や)な(な)っ(っ)て(て)、ぼ(ぼ)く(く)き(き)づ(づ)け(け)へ(へ)ん(ん)か(か)つ(つ)た(た)だ(だ)け(け)で(で)子(こ)
も(も)や(や)った(た)から(ら)。政(せい)治(じ)的(てき)差(さ)別(べつ)裁(さい)判(はん)っ(っ)て(て)、使(つか)こ(こ)う(う)て(て)た(た)ん(ん)や(や)な(な)
っ(っ)て(て)35(さんじゅうご)年(ねん)経(ねん)っ(っ)て(て)み(み)て(て)、や(や)っ(っ)ぱ(ぱ)り(り)こ(こ)れ(れ)っ(っ)て(て)国(こく)家(か)に(に)よ(よ)る(る)部(ぶ)落(らく)差(さ)
べ(べ)つ(つ)別(べつ)の(の)事(じ)件(けん)な(な)ん(ん)で(で)す(す)よ(よ)ね(ね)。ぼ(ぼ)く(く)ら(ら)、「子(こ)ども(ども)会(かい)に(に)入(はい)り(り)ま(ま)す(す)」と(と)
い(い)き(き)お(お)く(く)じ(じ)どう(どう)て(て)き(き)に(に)ゆ(ゆう)か(か)い(い)言(い)っ(っ)た(た)記(き)憶(おく)も(も)な(な)く(く)、自(じ)動(どう)的(てき)に(に)入(はい)会(かい)し(し)て(て)た(た)ん(ん)で(で)す(す)け(け)ど(ど)、や(や)
っ(っ)ぱ(ぱ)り(り)そ(そ)の(の)先(せん)輩(ぱい)た(た)ち(ち)は(は)国(こく)家(か)に(に)対(たい)して(して)、ま(ま)た(た)、市(し)民(みん)に(に)対(たい)して(して)最(さい)

しよ み びで お うんどう ひろ
初(しよ)に(に)見(み)た(た)ビ(ビ)デ(デ)オ(オ)っ(っ)て(て)い(い)う(う)ん(ん)で(で)す(す)か(か)ね(ね)、運(うん)動(どう)を(を)広(ひろ)げ(げ)て(て)や(や)
っ(っ)て(て)き(き)て(て)た(た)。ぼ(ぼ)く(く)は(は)、子(こ)ども(ども)だ(だ)つ(つ)た(た)の(の)で(で)、そ(そ)の(の)一(いち)員(いん)で(で)した(した)ぐ(ぐ)ら(ら)
い(い)し(し)か(か)言(い)え(え)な(な)い(い)ん(ん)で(で)す(す)け(け)ど(ど)。で(で)も(も)自(じ)分(ぶん)も(も)40(しじゅう)歳(さい)を(を)超(こ)え(え)て(て)支(し)
部(ぶ)で(で)運(うん)動(どう)し(し)て(て)っ(っ)て(て)思(おも)っ(っ)たら(ら)、や(や)っ(っ)ぱ(ぱ)り(り)い(い)ま(ま)こ(こ)そ(そ)の(の)闘(たう)
い(い)っ(っ)て(て)い(い)う(う)の(の)は(は)し(し)て(て)い(い)か(か)な(な)あ(あ)か(か)ん(ん)こ(こ)と(と)や(や)な(な)っ(っ)て(て)思(おも)い(い)ま(ま)す(す)。

せんげつ とつとりー ーぶ けん がくしゅうかい
先(せん)月(げつ)も(も)鳥(とり)取(と)り(り)ー(ー)ぶ(ぶ) けん(けん) が(が)く(が)く(が)し(し)ゅう(しゅう)かい(かい)あ(あ)つ(つ)た(た)ん(ん)で(で)す(す)け(け)
れ(れ)ど(ど)も(も)、や(や)っ(っ)ぱ(ぱ)り(り)我(われ)々(われ)が(が)求(もと)め(め)て(て)る(る)「差(さ)別(べつ)さ(さ)れ(れ)な(な)い(い)権(けん)利(り)」な(な)
ん(ん)か(か)も(も)法(ほう)と(と)して(して)闘(たう)っ(っ)て(て)い(い)く(く)な(な)か(か)で(で)、も(も)っ(っ)と(と)も(も)っ(っ)こ(こ)の(の)狭(さ)山(やま)
事(じ)件(けん)を(を)、い(い)ま(ま)こ(こ)そ(そ)引(ひ)き(き)起(おこ)し(し)て(て)、広(ひろ)げ(げ)て(て)闘(たう)い(い)の(の)中(な)心(しん)に(に)し(し)
て(て)い(い)か(か)な(な)あ(あ)か(か)ん(ん)の(の)や(や)な(な)と(と)思(おも)い(い)ま(ま)す(す)。住(す)吉(きち)支(し)部(ぶ)の(の)闘(たう)い(い)が(が)
う(う)す(す)薄(うす)い(い)な(な)っ(っ)て(て)ず(ず)っ(っ)と(と)言(い)わ(わ)れ(れ)て(て)い(い)ま(ま)す(す)け(け)れ(れ)ど(ど)も(も)決(けつ)意(い)を(を)改(あらた)め(め)
ま(ま)した(した)。以(い)上(じょう)で(で)す(す)(拍(はく)手(て))。

こ すみみつる
小住光さん

こ すみ どうじ かいほうどうめいすみよしし ぶ そしき
小(こ)住(ず)で(で)す(す)。当(とう)時(じ)、わ(わ)た(た)し(し)は(は)、解(かい)放(ほう)同(どう)盟(めい)住(す)吉(きち)支(し)部(ぶ)の(の)組(ぐ)
織(し)部(ぶ)長(ちやう)を(を)や(や)っ(っ)て(て)い(い)ま(ま)した(した)。み(み)ん(ん)な(な)晴(は)れ(れ)や(や)か(か)に(に)中(ちゆう)央(おう)に(に)行(い)っ(っ)た(た)
話(わ)を(を)さ(さ)れ(れ)て(て)い(い)ま(ま)した(した)が(が)、わ(わ)た(た)し(し)は(は)地(じ)元(げん)で(で)人(ひと)集(あつ)め(め)を(を)し(し)て(て)い(い)
ま(ま)した(した)。と(と)っ(っ)か(か)り(り)は(は)、1969(せんじゅうきゅうじゅう)年(ねん)、全(ぜん)国(こく)青(せい)年(ねん)集(じゆう)会(かい)で(で)石(いし)川(かわ)
一(いち)雄(ゆう)さん(さん)の(の)姉(あね)の(の)美(み)智(ち)子(こ)さん(さん)が(が)「う(うち)の(の)兄(あに)貴(き)無(む)実(じつ)や(や)」と(と)い(い)う(う)
訴(う)た(た)え(え)が(が)あ(あ)つ(つ)た(た)ん(ん)で(で)す(す)。そ(そ)こ(こ)で(で)は(は)じ(じ)め(め)て(て)狭(さ)山(やま)事(じ)件(けん)の(の)話(わ)を(を)
き(き)聞(き)ま(ま)した(した)。帰(かえ)っ(っ)て(て)き(き)て(て)、1970(せんじゅうなな)年(ねん)に(に)住(す)吉(きち)で(で)そ(そ)う(う)い(い)う(う)話(わ)が(が)
あ(あ)る(る)ら(ら)しい(しい)で(で)と(と)い(い)う(う)こ(こ)と(と)で(で)支(し)部(ぶ)の(の)班(はん)別(べつ)集(じゆう)会(かい)や(や)決(けつ)起(き)集(じゆう)会(かい)、
い(い)ろ(ろ)ん(ん)な(な)集(じゆう)会(かい)で(で)話(わ)を(を)し(し)ま(ま)した(した)。当(とう)時(じ)は(は)狭(さ)山(やま)や(や)つ(つ)たら(ら)青(せい)
年(ねん)、青(せい)年(ねん)や(や)つ(つ)たら(ら)狭(さ)山(やま)で(で)ね(ね)。し(し)ゃ(ゃ)べ(べ)つ(つ)たら(ら)狭(さ)山(やま)と(と)い(い)う(う)こ(こ)と(と)
で(で)取(と)り(り)組(ぐ)み(み)を(を)支(し)部(ぶ)地(ち)区(く)内(ない)に(に)広(ひろ)げ(げ)ま(ま)した(した)。

わたしは1970年6月6日、大阪府連青年部の結成大
会。そのときに、大阪府内から青年のメンバーがようさん
来て 200人ぐらいいました。第一部は式典。第二部は演
芸と言ったらおかしいけども、そのときに、「狭山事件とい
うのがありませ」と当時落語家・月亭可朝の「ボインは
〜」というのが流行ってるときだったので、その歌をまねて、
「みなさん、聞いてくはなはれ、埼玉でこんな話あるんやで」
という事を訴えたことがわたしと狭山の出会いですわ。

「警察に言われてやな、答えられまっか。答えられんやろ」というような月亭可朝節でね、いまやれと言われてもギターないからね、できないけど。そういうのをして、笑い問題提起をしたというのは初めてでした。

当時、住吉では、特別措置法の関係でまちづくりが徐々に進んでいくときでした。だから狭山闘争=まちづくり。住宅闘争やら大阪市の交渉やら同推協の結成、矢田教育差別事件とか。あるいは地元の市会議員が差別発言してという闘いと狭山がくっついた。だから一気に運動が盛り上がったんです、住吉はね。

毎月1回、公判闘争に参加。みんなで傍聴に行くんですよ。新幹線で行ったりマイクロバスで行ったりね。そういう取り組みをして、送り出しの集会、帰ってきたら報告集会をしました。あれでわたしは、鍛えられました。

徒步行進の話。1977年4月24日から5月23日、自転車行進もそうですねこれは1982年。1980年に駅前でハンストしてるんですよ、青年が。全部わたし立候補した。でも、全部落とされました。すべてこれらの取り組みに参加できなかった。そのかわり、地区内の大衆に呼びかけてはたらきかけて、班別集会なんやかんやで署名活動とかね。

1977年の9月28日10万人集会で10月31日に寺尾判決が出るんですよ。バス4台で東京へ代表団が参加しましたので町内がガラガラでした。そういう状況で、町内では人の家や壁に了解を得て掲示をしたり、自動車駐車場利用者組合に呼びかけて30台でパレードしたり、保育守る会は、風船を持って行進しようとかね。こういう4人、5人が行動しているときに住吉でじっとしたらあかんということで、地元で支える、あるいは名古屋の話がでたけども、マイクロバスに20人が乗って名古屋の手前で降りて、公務員部会が伴走闘争というね、一緒に20キロ歩くんですよ。それで名古屋でピラをまいて帰ってくるというような伴走行動に取り組みました。文句も言わんとみんな協力してくれました。住吉も狭山に取

り組むことで、人づくり、まちづくり、いろんな成果が出てきたというのが事実です。ただその人づくりがいま育ってるかといえば育っていないんですよ。まちづくりはいよいよもう完成してね、いまもうだいぶ古くなってきてますけども。組織づくりも2002年の同和对策の関係が切れたときから対策なくなったからね。そういう意味では、組織の弱体化と人づくりの弱体化で、いま解放同盟住吉支部も手薄になってるという状況です。これはメーデーのときの写真です。メーデーも狭山も4トントラック2台持って行って行進したりしました。わたしの思いはそれぐらいです、以上です(拍手)。

ほうこく ② むらたのぞむ 村田望さん

(部落解放同盟大阪府連合会住吉支部 執行委員)
二つ折りの「狭山再審闘争の現状と課題」という資料を見てください。川口さんがだいたいはなしてくれました。いまどうなのかということも3ページ目に集会の予定などをかいてあります。今日来られているみなさんは知っていると思いますが、まずは多くの人に狭山事件について知ってもらいたい。町内や区内の人に知ってもらいたいと思っています。ここでは、3つに整理して書かれています。まず、一番目は、事件の本質は、部落差別によってつけられたえん罪事件であるということ。2番目は、日本の司法や警察・行政による間違いを正すことの困難さ、3番目は、過去の事件ではなくて現在も続いている事件ということです。

先ほどからみんなが言ってくれましたとおりで、よその話ではなく、明日は我が身。いつ自身に降りかかるかわからないという危うさがあるということなんです。

特に訴えたいのは、人間誰も間違いはあるということですね。警察も間違いです。裁判所も裁判官も間違っています。しかし間違ったときにもう一回やり直すためのルールがつくられてないということです。誰も間違いという前提で、間違ったなあ、ごめんなさい、じゃあも

う一回やり直しましょうかっていう仕組みをつくらないとい
けない。そのために事実調べを行ってほしいということをも
う一回訴えていきたいと思っています。川口さんから
ありましたように裁判長が変わりました。大野裁判長が
定年退官になって、今年から家令さんという方が新しい
裁判長になりました。家令裁判長に対して要請ハガキ、
狭山の第三次再審にむけて事実調べ、本当は何があっ
たのっていうのをきちっと調べてほしい、平等なフェアな
ルールで裁判をやり直してほしいということを訴えるハ
ガキ運動をいま展開しています。またみなさんのご協力
をよろしくお願いします、以上です。ありがとうございます
(拍手)。

《参加者からの発言》

友永理事長

最初に開会挨拶をさせてもらった友永です。いろんな
みなさんの報告を聞いていて狭山をテーマにした住吉
部落史研究会をやってよかったなという思いでいっぱい
です。やっぱりいろいろ教えられること、教訓になることを
さすがに長い経験を持ってきたみなさんですから、ポイント
を押さえて発言していただいたなという思いでいっぱい
です。なかでも野村さんが言われた、みんなが困っている
ことを聞き出すっていうのは運動の一番大事なことだと思
います。相談に乗っていく、そこから運動をしていくとい
うことが大事だと思います。そういうところから大衆化し
ていくと思います。それと狭山とを結び付けていかなあか
んと思います。そうでなければ、狭山と言ったって、なかな
かとついてくれへん。悩みごとに相談に乗るなかで、信
頼関係ができて、「実はこんな問題ある」と話せば聞いて
くれる。その辺のところを指摘していただいたのは非常に
大事な点やったと思うんです。

わたしが思うのは、ぜひ支部として本部なり、いろんな
ところが取り組んでることについて執行部のメンバーが
参加できなくても誰か、わたし参加してもええでという人

がおるかもわからんわけやからね。「こういう取り組みが
あるけども、参加したい人は支部に申し込んでください」
と言って、行った方には報告をしてもらおう。以前していたそ
ういうことが大事だと思います。

先ほど小住さんが話していた話ではないけども、公
判闘争に代表を送って、絶えずその報告してもらって関
心を持続していつてるわけですね。だからそういうことは
やってほしいなと思います。とにかく、みなさんの発言は非
常に良かったなという思いでいっぱいです、ありがとうございます
ざいました(拍手)。

川口富子さん

川口富子です。今日の話聞いて、やっぱりわたしも
狭山の闘いを一から力を入れていかなきゃいけないと
再確認しました。わたしもコロナ前までは10・31とか
5.23とか東京の中央集会にもいつも参加させてもら
うようにしてたんですけども、ちょっとコロナがあつてか
らは参加できていません。次の5・23には予定を開けて、
参加できればと思います。そういう中央集会にいくと、無
実を勝ち取れるように決心できる場にもなります。中央
集会に参加して思うのは、「ああ久しぶり」とかね。わた
しら時代の年代層の人はたくさん参加しているけど、若
い人、これから担っていく若い人、たちの参加っていう
のは、やっぱりあんまり多くない。もう60代70代、昔から
解放運動担ってきた人たちが、いまま参加し続けている。
それはそれでとっても大事なことだと思うんだけども、
やっぱり地元として、これからの若い人たちの意識を狭
山に向けていけるような闘い方が必要だと思います。た
えば子どもたち。昔うちの子も子どもたちが、子どもの頃は
子ども会もあったし、そういうふうな意味ではこう、狭山、
狭山というように取り組んできたと思います。今日、出か
けにうちに孫が来ていましたので、狭山の700キロ行
進っていうビデオもやるから見に行くねっていう話をして

たら、「何それ」っていうふうになりました。それで、ああそうや、子どもに一回このビデオも見せてやることも大事ななと思いました。そういう意味では、若い人や子どもたちも含めて、狭山の石川さんのいまの現状やこれまでのこと

を伝えていけるような運動の仕方も必要だと改めて思いました(拍手)

すみよしりんぼ じぎょうすいしんきょうかい 住吉隣保事業推進協会のうごき

ご寄付のお礼

2024年4月1日から2024年5月末にご寄付をいただいたみなさまです。【体育館利用者有志の会、友永健三さん、藤本俊彦さん、住吉診療所、他お一人ご本人の希望によりお名前非公開】

合計 678,071円

みなさまのご協力に感謝いたします。

【2024年度 寄付目標金額：150万円】

いただきましたご寄付は、法人で実施するこれらの公益目的事業の経費、住吉隣保事業推進センターの維持管理に使わせていただきます。わたしたちの取り組みに、ご理解とご協力をぜひお願いします。

なお、公益法人に対してご寄付いただいた方は、税制上の優遇措置を受けられます。寄付額に応じて、個人または法人の所得から一定額が控除されます(くわしくは事務局までご相談ください)。

【ご寄付の方法】

銀行振込、または直接事務局へご持参ください。ご寄付の際には寄付申込書に必要事項をご記入いただきます。

＜事務局＞ 住吉隣保事業推進センター
住所：大阪市住吉区帝塚山東 5-6-15
電話：06-6674-3732

<振込先口座>

大阪信用金庫 住吉支店 (店番号041)
普通口座 (口座番号 0115047)
口座名義 公益財団法人住吉隣保事業推進協会

賛助会員を募集しています！

賛助会員を募集しています。加入していただければ、当法人の活動をまとめた機関紙『すみりんニュース』をお送りします。また、当法人主催の指定講座に参加費半額免除でご参加いただけます。

<年会費> 個人：3,000円 団体：10,000円

【申し込み方法】

所定の申込用紙に必要事項をご記入の上、年会費と一緒に当法人にご提出ください。

情報を配信しています！

ホームページ
すみよし隣保館 で検索

Facebook
すみよし 寿 フェイスブック で検索

Instagram
@sumiyoshi_kotobuki

YouTube